

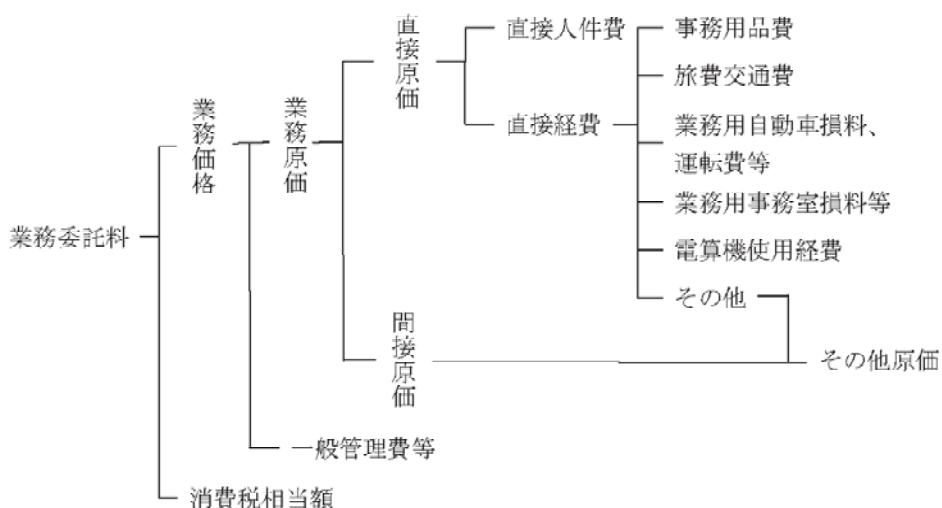
平成27年度 施工プロセス検査業務 積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、施工プロセス検査業務の発注に適用する。

2. 業務委託料

1) 業務委託料の構成



2) 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

①直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せ、業務報告を含む）に従事する技術者的人件費とする。

②直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次のアからオまでに掲げるものとする。

- ア) 事務用品費
- イ) 旅費交通費
- ウ) 業務用自動車損料、運転費等
- エ) 業務用事務室損料等
- オ) 電子計算機使用料

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(2) その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上げ計上するものを除く）からなる。

①間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部門に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務減価のうち直接原価以外のものとする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益となる。

①一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

②付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

3. 業務委託料の積算

1) 業務委託料の積算方式

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} \\ &\quad + (\text{一般管理費等}) \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

2) 各構成要素の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、下記により、算定を行う。

①打合せ

打合せについては、以下のとおりとする。

ア) 管理技術者

$$\text{打合せ (月)} = \text{基準日額} \times 0.5 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} / \text{月}$$

・管理技術者の基準日額は技師（A）相当を標準とする。

イ) 品質検査員

$$\text{打合せ (月)} = \text{基準日額} \times 0.5 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} / \text{月}$$

・品質検査員の基準日額は技師（C）相当を標準とする。

【説明】歩掛が明示されている場合（0.5人/回）は、往復旅行時間にかかる基準日額が含まれている。【設計業務等標準積算基準書（参考資料）第2章積算基準（参考資料）1-4 設計（打合せ）協議】より。

②検査業務費

検査業務費は、以下のとおりとする。

ア) 検査業務費（月） = 基準日額 × $\Sigma (0.5 \text{ 人}/\text{回} \times 1 \text{ 回} / 2 \text{ 日}^{※注1} \times \text{対象工事数}^{※注2}) \times 19.5 \text{ 日} / \text{月}$

・検査業務費については、0.5日/回（現場通勤時間を含む）を標準とする。

・品質検査員の基準日額は技師（C）相当を標準とする。但し、業務内容が標準的で無い場合は別途考慮するものとする。

・超過業務相当額については考慮しない。

※注1：施工プロセス検査頻度は、2日に1回程度を標準とするが、対象工事の工種等により判断するものとする。

※注2：対象工事数については、適宜設定。

※注3：夜間工事や維持工事等、現場状況により上記により難いと判断される場合は、必要に応じて加減してもよいこととする。

③業務報告費

【説明】業務報告費については、検査時の施工プロセス検査チェックシートを清書する程度で報告書として使えると考え、作成費は②検査業務費に含むものとする。

(2) 直接経費

直接経費は、2の(2)の各項目について実費を積算し、次により積算する。ただし、事務用品費は業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合のみ積算する。

①事務用品費

事務用品費が必要になる場合に計上するものとする。

なお、土木工事共通仕様書、その他必要な専門書は、その他原価に含まれる。

②旅費交通費

旅費交通費は、「国土交通省所管旅費取扱規定」及び「国土交通省日額旅費支給規則」に準じて積算する。

ア) 打合せにかかる旅費交通費は出発基地から現地までの旅費交通費を計上し、「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」を準用するものとする。

イ) 旅費交通費については、管理技術者との打合せにかかる旅費交通費を回数分（2回／月）計上する。往復旅行時間にかかる基準日額については、上記2) (1) ①打合せにより計上しない。

③業務用自動車損料、運転費等

業務用自動車損料、運転費は、以下のとおりとする。

ア) 検査業務に業務用自動車を使用する場合、出発基地から現地までの業務連絡費を月当たり必要日数分（19.5日×1回/2日^{※注3)}）を計上し、「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」を準用するものとする。また必要な自動車は次のイ、ウにより積算するものとする。

※注3：(1) 直接人件費②検査業務費の施工プロセス検査頻度とする。

イ) 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1.5 1）とする。

ウ) 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

④業務用事務室損料等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

⑤電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

⑥その他

①～⑤のほか、電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上するものとしその他の費用については、その他原価として計上する。

(3) その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上げ計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり25%とする

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務原価に占める一般管理費等の割合であり 3.5% とする。

(5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

3) 変更の取扱い

原則、変更しない。

ただし、工期が大幅に短縮、または延長となる場合は協議を行い変更契約を行う場合もある。